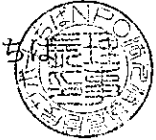


株式会社京葉銀行
取締役頭取 熊谷 俊行 殿

令和元年5月10日

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館5階
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
理事長 拝師 徳彦



申入れ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴行の規定である「カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定」の内容について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり申し入れをいたしますので、令和元年6月21日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせ及び貴行からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 申入れの趣旨

貴行の、「カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定」のうち、第10条1項⑦の削除を求めます。

第2 申入れの理由

- 1 「カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定」第10条1項⑦の内容
貴行の「カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定」第10条1項⑦は、契約者に「相続の開始があったとき。」を期限の利益喪失事由とし、契約者の相続人は期限前の全額返済義務を負うこととされております（以下、「本件条項」といいます）。
- 2 消費者契約法第10条該当性について
消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の

義務を加重する消費者契約の条項であって（以下、「第10条前段」といいます。）、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下、「第10条後段」といいます。）は、無効とする。」と規定しており、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めております。

(1) 第10条前段該当性

民法第136条2項は、「期限の利益は、放棄することができる。」と規定しております。本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第136条は、「相続の開始があったとき。」は期限の利益を放棄する場合とは規定しておりません。また、民法第137条には、「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。」（1号）、「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。」（2号）、「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。」（3号）の3つの期限の利益喪失事由が規定しておりますが、「相続の開始があったとき。」は期限の利益を喪失する場合とは規定しておりません。

むしろ、民法第896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しており、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益のある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき。」に一律に期限の利益を喪失とする条項であり、民法第896条に比して消費者の義務を加重しております。

(2) 第10条後段該当性

本件条項が適用された場合の相続人（消費者）の利益状況を検討してみると、債務者が死亡した場合、相続した債務について分割であれば支払えるが、一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が貴行から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合があります。また、債務について貴行の保証会社が代位弁済により代位する場合は、貴行所定のカードローンの利息よりも高額な遅延損害金を支払わなければならなくなります。

貴行は保証会社から代位弁済を受ける場合は、被相続人の死亡という偶発の事情により保証会社から全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避することができます。しかし、貴行の保証会社（株式会社オリエントコーポレーション）が代位弁済すると、保証委託約款第4条により、相続人は、保証会社から一括返済を求められることとなり、また、分割弁済の交渉をしている間も利息よりも高額な遅延損害金を加算されるので、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき。」を期限の利益を失わせる条項とすることは、貴行には民法の規定以上に利益がある一方、カードローン利用者の相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

3 まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削除を求めるものです。

以上

(添付資料)

資料1；カードローンそっけつくん契約（当座貸越契約）規定

資料2；保証委託約款

保証委託約款

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という）との表記カードローン（当座貸越）契約（以下「カードローン契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という）に委託します。又、カードローン契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 申込者は、カードローン契約に基づき申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が所定の手続きをもって承諾の上、金融機関に通知し、カードローン契約が成立した時にその効力が生じるものとします。
3. 第1項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。
4. 本契約の有効期間はカードローン契約の取引期間と同一となりますが、カードローン契約の取引期間が延長又は更新されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。

第2条（保証債務の履行）

1. 申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又は、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほかにも本契約の各条項を適用されても異議ありません。

第3条（求償権の事前行使）

1. 申込者について、次の各号の事由が一つでも生じたときには、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立てがあったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
 - (2) 自ら提出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 相続の開始があったとき。
 - (4) 担保物件が滅失したとき。
 - (5) 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
 - (6) 金融機関又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - (7) 第10条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (8) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者の所在が不明となったとき。
 - (9) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 申込者は、保証会社が前項により求償権を事前に行行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第4条（求償権の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、申込者は、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

第5条（返済の充当順序）

申込者の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、申込者は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。尚、申込者について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

第6条（担保の提供）

申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第7条（住所の変更等）

1. 申込者は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込者に係る後

見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。

2. 申込者は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。

第8条（調査及び通知）

1. 申込者は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社から情報の提供を求められたときには、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。
2. 申込者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

第9条（保証委託契約の解約等）

保証会社は、申込者と金融機関との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、申込者が第3条第1項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、申込者は何ら異議を述べないものとします。

- (1) 金融機関に対し貸越極度額の減額を申入れること。
- (2) 金融機関に対し貸越の中止を申入れること。
- (3) 保証委託契約を解約すること。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 申込者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

第11条（費用の負担）

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、及び第2条又は第3条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。尚、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うこととします。

第12条（管轄裁判所の合意）

申込者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかんにかかわらず申込者の住所地、金融機関及び保証会社の本社・各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。以上

<お問合せ窓口>

株式会社オリエントコーポレーション

お客様相談室

〒102-8503

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

TEL03-5275-0211